

第2期水俣市国土強靱化地域計画

水 俣 市
令和5年3月

令和 7 年 3 月改定

目 次

第1章

第1節	計画策定の目的、基本理念	2
第2節	国土強靱化の推進とSDGs	2
第3節	本計画の位置付け	3
第4節	計画期間	3

第2章 基本方針

第1節	基本目標	4
第2節	基本的な方針	4

第3章 地域特性

第1節	本市の地域特性	5
第2節	想定するリスク	7

第4章 脆弱性評価

第1節	脆弱性評価の考え方	10
第2節	脆弱性評価の実施手順	10
第3節	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	10
第4節	脆弱性評価の結果	12

第5章 本計画の推進方針

第1節	「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとの推進方針	14
第2節	指標	39

第6章 本計画の推進

第1節	本市における他の計画等の必要な見直し	40
第2節	本計画の進捗管理	40
第3節	本計画の具体的推進方法	41

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の目的、基本理念

我が国はこれまで数々の自然災害に見舞われ、その局面を教訓に「学び」「防ぎ」「助け合い」乗り越えてきた。戦後復興間もない昭和 34(1959)年の伊勢湾台風(台風15号)では、死者・行方不明者が5千人を超え、甚大な被害により産業や経済にも大きな影響を与えた。国はこの災害を契機に防災対策の原点となる「災害対策基本法」を制定し、国民の生命、身体及び財産を災害から保護するための防災の理念が定められた。

平成 23(2011)年の東日本大震災では観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震とそれに伴う大津波による甚大な被害から、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成 25(2013)年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が制定された。また、平成 26(2014)年6月には「国土強靱化基本計画」(以下「国基本計画」という。)が策定された。

本市は平成 15(2003)年の土石流災害をはじめ、これまで経験した自然災害を教訓に、地域特性を十分考慮した「水俣市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を令和 2(2020)年 3 月に策定し、「住み続けられるまちづくり」の実現に向け、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

本計画の改定にあたっては、近年の気候の変化や災害の発生状況、国や県の計画の改定等も踏まえながら内容の見直しを行い、引き続き本計画を指針として、官民が一体となり強靱で回復力のある安心・安全なまちづくりの実現に取り組むものとする。

第2節 国土強靱化の推進とSDGs

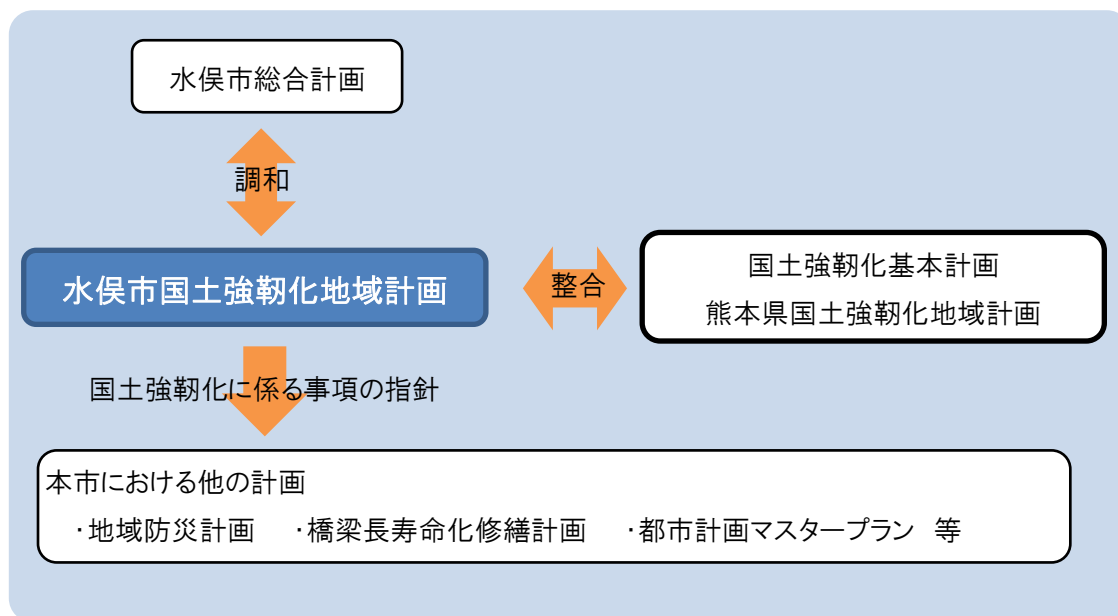
国際連合は、平成 27(2015)年に「誰一人取り残さない」という理念のものと、自然環境や社会環境のあるべき姿を示した世界共通の目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」を採択した。我が国においても、国家戦略として「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改定版」を策定し、地方公共団体を含むすべての関係機関と連携・協力してSDGsに取り組むこととしている。その中において、強靱なまちづくりを推進することとしており、「防災・減災、国土強靱化の推進」「質の高いインフラの推進」が掲げられていることから、住民が安全・安心に暮らせる基盤を形成するうえで、SDGsの視点を取り入れるものである。

○本計画に関連するSDGsの主なゴール



第3節 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第6次水俣市総合計画の下位計画として、地域防災計画をはじめとする各計画の国土強靱化に係る事項の指針となるべきものである。



第4節 計画期間

本計画の計画期間は、令和5(2023)年度から概ね5年間とする。なお、計画期間中であつても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

第2章 基本方針

第1節 基本目標

次の5つを基本目標とする。

- ① 市民の生命を守ること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速な復旧復興を可能にすること
- ⑤ 被災された方々の痛みを最小限にすること

第2節 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 国土強靱化の取組姿勢

- ・ 市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ・ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組を推進する。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

3 効率的な施策の推進

- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、取組に要する費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ・ 人口減少に合わせて公共施設やインフラの統廃合を進め、持続可能な維持管理を行う。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ土地の合理的利用を促進する。

第3章 地域特性

第1節 本市の地域特性

1 位置と地勢

本市は、九州南西部、熊本県の南端に位置し、北は津奈木町、芦北町、球磨村に、南は鹿児島県出水市、伊佐市と接し、東西22.4km、南北13.8km、総面積163.29km²で、その約75%を山林が占め、源流から河口まで水俣川が市域を貫いて東西に流れており、その流域に沿って集落や市街地が形成されている。

平地面積は少ないものの、海・山・川の生態系を持つ豊かな自然環境に恵まれており、北東を矢城山、大関山、国見山、南東を矢筈岳、鬼岳、亀齢峠に連なる山々に囲まれ急峻な地形となっている。西は八代海(不知火海)に開き、天草諸島を望む海辺はリアス海岸になっており、風光明媚な地である。

交通アクセス面では、平成23(2011)年の九州新幹線の全線開通に続き、平成31(2019)年に南九州西回り自動車道が水俣インターチェンジまで開通した。

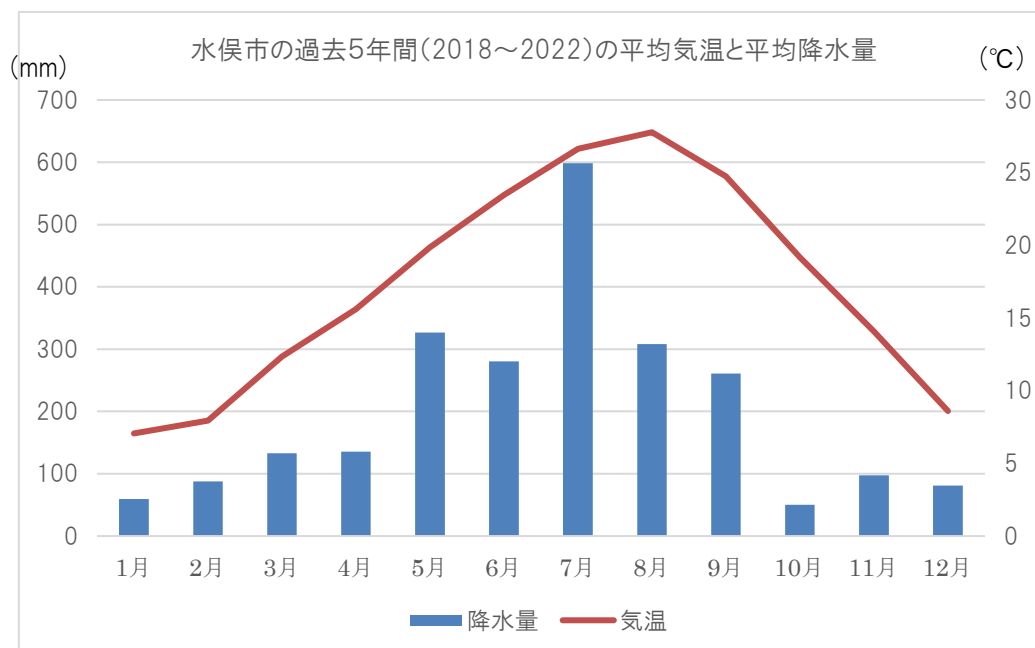
また、海の玄関口となる水俣港は水深7mと水深10mの岸壁を有し、平成12(2000)年には、特定地域振興重要港湾の指定を受けている。



平成15年7月20日「県南集中豪雨災害」資料抜粋
発行元：熊本県芦北地域振興局土木部

2 気象概況

気候は温暖で、気象庁の統計資料によると平均気温は16.8度で、降水量は年間2,100mmと多く、特に梅雨時期(6月から8月)には年間降水量の約半分の降雨がある。また、台風の襲来も多く、本市の西側を通過するルートを通過すると、暴風雨による被害も甚大で、海岸沿いでは高潮・高波による影響を受けやすい。



3 人口(将来推計)

本市の総人口は、22,662人(令和5年(2023年)1月末時点)で、過去30年間で約1.1万人減少しており、国立社会保障・人口研究所の推計によると、2030年には、20,367人まで減少すると予想されている。

また、年齢3区分別の人口の推移を見ると、生産年齢人口(15歳～64歳)の減少が著しく、平成27(2015)年と比べると、2025年までの10年で約3,000人減少すると予想される。老年人口(65歳～)は2020年頃にピークを迎え、その後減少に転じるが、高齢化は進行し、2025年には高齢化率が43.2%になると予想されている。

第2節 想定するリスク

1 風水害

本市における自然災害のうち、最も発生頻度の高いものは豪雨及び台風によるものである。

（想定災害）

本市においては、近年における既往の風水害のうち、最大規模であった平成11年9月24日に発生した台風18号、平成15年7月20日に発生した宝川内・深川新屋敷地区の土石流災害、令和2年7月3日、4日の豪雨災害と同程度の規模の災害を想定災害とする。

<想定災害総括表>

項 目	平成11年(1999 年) 9月24日 台風 18 号災害	平成15年(2003 年) 7月20日 豪雨・土石流災害	令和2年(2020 年) 7月3～4日 豪雨災害
気 象 概 要	風速 34m/s 気圧 950hPa	積算雨量 359.0mm (7/19～20) 時間最大雨量 87mm	積算雨量 513 mm (48 時間) 最大時間雨量 81 mm
人 的 被 害	負傷者 4 名	死者 19 名 負傷者 7 名	—
建物等被害	家屋全壊 4 戸 家屋半壊 11 戸 床上浸水 3 戸 床下浸水 11 戸 一部破損 1,608 戸 がけ崩れ 2 か所 公共施設・農地等災害 847 件	家屋全壊 20 戸 家屋半壊 5 戸 床上浸水 121 戸 床下浸水 271 戸 一部倒壊 5 戸 土石流 2 か所	大規模半壊 1 棟 半壊 11 棟 準半壊 10 棟 準半壊に至らない一部 損壊 91 棟 床上浸水 30 戸 床下浸水 84 戸

（水俣市地域防災計画より抜粋）

2 地震・津波

本市における地震の想定

県の調査では、以下の地震を対象に被害が想定されている。

No.	対象断層帯等 [想定地震の震源域]	地震の規模 (マグニチュード)	最大想定震度	30年以内の発生率
①	布田川・日奈久断層帯 中部南西部の連動型	M7.9	6強	不明
②	万年山・崩平山断層帯	M7.3	3	ほぼ0～3% (最大2.6%)
③	人吉盆地南縁断層帯	M7.1	5強	1%以下
④	出水断層帯	M7.0	6強	ほぼ0～1%
⑤	雲仙断層群 南東部単独	M7.1	4	不明

(地質調査研究推進本部 地質調査委員会 発表)

⑥	南海トラフ	M8～M9 クラス	5強	70%～80%
---	-------	-----------	----	---------

(内閣府 中央防災会議 発表)



地震に伴う本市の最大津波高・津波波高の想定

(水俣市ハザードマップより抜粋)

	布田川・日奈久断層帯 (中部南西部の連動型)	雲仙断層群 (南東部単独)	南海トラフ	最大値
津波高	2. 5m	2. 0m	2. 5m	2. 5m
津波波高	1. 0m	0. 5m	1. 0m	1. 0m

* 津波高とは地盤面から波の最頂部までの高さ。

* 津波波高とは朔望平均満潮位(水俣市＝1. 5m)から波の最頂部までの高さ。

○熊本県における過去の主な地震・津波

発生年月日	地域	地震規模	主な被害
744 年 6 月 6 日 (天平 16 年)	天草郡、八代 郡、葦北郡	M7.0	田地290町、流出家屋470棟、死者1, 520名
1707 年 10 月 28 日 (宝永 4 年)	南海トラフ	M8.6	宝永地震。これまでに発生したわが国最大級の地震の一つ。全体で死者2万名、潰家6万棟、流出家屋2万棟 ■県内の津波波高:0. 5～1. 0m(八代市)
1792 年 5 月 21 日 (寛政4年)	雲仙岳	M6.4	大地震 2 回、前山(眉山:天狗山)の東部が崩れ、崩土 0.34km ³ が島原海に入り津波が生じた。対岸の肥後でも被害が多く、津波による死者は全体で約 1 万 5 千名、潰家 1 万 2 千棟。 ■県内の津波高10～20m程度
1889 年 7 月 28 日 (明治 22 年)	熊本付近	M6.3	飽田郡を中心に熊本県下で被害大。死者 20 名、負傷 52 名、家屋全壊 228 棟、半壊 138 棟、地裂 880 箇所、堤防崩壊 45 箇所、橋梁崩落 22 箇所、破損 37 箇所、道路損壊 133 箇所
1941 年 11 月 19 日 (昭和 16 年)	日向灘	M7.2	日向灘地震。大分・宮崎・熊本の三県で死者 2 名、負傷者 18 名、家屋全壊 27 棟・半壊 32 棟
1946 年 12 月 21 日 (昭和 21 年)	南海トラフ	M7.9	南海地震。被害は中部地方から九州地方にまで及び、全体で死者・行方不明者 1,443 名、負傷者 3,842 名、住宅全壊約 9 千棟
1960 年 5 月 24 日 (昭和 35 年)	南米チリ沖	M9.5	南米チリ沖で大地震。大津波が発生し地震発生後ほぼ一昼夜を経過して日本の東海岸各地に襲撃して被害を生じた。本渡市床上浸水3棟、床下浸水3棟、扉門決壊1箇所
1975 年 1 月 23 日 (昭和 50 年)	熊本県北東	M6.1	阿蘇郡一の宮手野地区に被害集中。負傷 10 名、道路損壊 12 箇所、山(崖)崩れ 15 箇所
2011 年 3 月 11 日 (平成 23 年)	三陸沖	M9.0	■県内の津波波高:70cm(熊本県内では人的被害、家屋等の被害、公共施設等の被害なし)
2016 年 4 月 14 日、 16 日 (平成28年)	熊本地方	前震 M6.5 本震 M7.3	最大震度 7 の揺れがわずか 28 時間の間に 2 度発生した。死者 264 名、重軽傷者 2,729 名、住家被害は全壊 8,663 棟、半壊 34,498 棟

(水俣市ハザードマップより抜粋)

第4章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害による被害を回避するために、現在の施策で足りるのかどうか、どこに脆弱性があるのかを明らかにするために「脆弱性評価」を行う。

第2節 脆弱性評価の実施手順

- ①想定するリスクの設定
- ②事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定
- ③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定
- ④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

第3節 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる40の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ    	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	津波・高潮等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給停止
		2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
		2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-4	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

	    	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する   	3-1	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-3	広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する   	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない    	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	海上輸送の機能の停止による地域経済への甚大な影響
		5-5	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
		5-6	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5-7	食料等の安定供給の停滞
6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期に復旧させる    	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークの機能停止

7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない 	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する 	8-1	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-5	被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

第4節 脆弱性評価の結果

40の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

(1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制が必要

防災施設の整備や耐震化などのハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあることなどを踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

(2) 代替性・多重性(リダンダンシー)の確保等が必要

本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性(リダンダンシー)を確保するとともに、業務継続計画(BCP)等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国、他市町、都道府県、防災関係者との平時からの連携が必要

強靱化に向けた取組の実施主体は、国、県、市、防災関係機関、民間事業者、自主防災組織、市民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日ごろの訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、県内・市内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県との連携だけでなく、平時から国、他市町や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

(4) 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊などの実働機関や県・市だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、「自助」や「共助」による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、県・市だけではなく、民間事業者、自主防災組織、市民など多岐にわたるが、特に大規模災害においては、民間事業者、自主防災組織等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

(5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

第5章 本計画の推進方針

第1節 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとの推進方針

第4章第4節の脆弱性評価の結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(大規模盛土造成地の安全性の把握)【都市計画課】

- 第1次スクリーニングにより抽出した大規模盛土造成地を対象に、異常や変状の進行性について経過観察を実施し、状況に応じて、大地震が発生した時の安全性を確認する変動予測調査(第2次スクリーニング)を実施する。

(不特定多数の者が利用する民間の大規模建築物の耐震化の推進)【都市計画課】

- 不特定多数が利用する民間の大規模建築物(5,000㎡以上)で耐震診断が義務付けられた施設について、耐震診断の実施及び耐震改修に関する補助制度を整備する。

(庁舎等の公共建築物の非構造部材を含めた耐震化の推進)【財政課及び施設所管課】

- 庁舎等の倒壊を防止するため、吊り天井等の非構造部材を含めた公共建築物の耐震化を促進する。

(戸建て木造住宅の耐震化に関する補助制度の整備)【都市計画課】

- 安心して住み続けられる住まいの確保のため、戸建て木造住宅の耐震化に関する補助制度を整備する。

(既存ブロック塀の撤去に関する補助制度の整備)【都市計画課】

- 地震発生時の人的事故防止や避難経路確保のため、危険なブロック塀等の撤去に関する補助制度を整備する。

(特別養護老人ホーム等における倒壊の危険性があるブロック塀の改修)【いきいき健康課】

- 施設の利用者及び地域住民等の安全を確保するため、倒壊の危険性があるブロック塀の改修に必要な費用を補助する。

(既存公営住宅等の安全性の確保)【都市計画課】

- 災害発生時の既存公営住宅等の安全性確保のため、外壁改修等の取組を推進する。

(老朽空家の除却)【地域振興課】

- 地震発生時の人的事故防止や避難経路確保のため危険な老朽家屋の撤去に関する補助を実施する。

(教職員による機能訓練及び学校の実践的な避難訓練の推進)【教育委員会】

- 各学校において防災管理体制の整備や実践的な避難訓練に取り組む。

(住民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けたJアラート・Lアラートの活用促進)【危機管理防災課】

- 国から直接情報を受信するJアラート(全国瞬時警報システム)、国・県と連携したLアラート(災害情報共有システム)の活用を促進する。また、市民へ迅速に防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、Jアラートを活用した全国一斉情報伝達訓練及び緊急地震速報訓練や、Lアラート配信訓練を行う。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(既存高齢者施設等におけるスプリンクラー設備等の設置の推進)【いきいき健康課】

- 火災による人的被害の拡大を防ぐため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラーの設置が必要となった既存高齢者施設等に対する補助を行う。

(老朽空家の除却)【地域振興課】

- 地震発生時の人的事故防止や避難経路確保のため危険な老朽家屋の撤去に関する補助を実施する。

(教職員による機能訓練及び学校の実践的な避難訓練の推進)【教育委員会】

- 各学校において防災管理体制の整備や実践的な避難訓練に取り組む。

(住民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けたJアラート・Lアラートの活用促進)【危機管理防災課】

- 国から直接情報を受信するJアラート(全国瞬時警報システム)、国・県と連携したLアラート(災害情報共有システム)の活用を促進する。また、市民へ迅速に防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、Jアラートを活用した全国一斉情報伝達訓練及び緊急地震速報訓練や、Lアラート配信訓練を行う。

1-3 津波・高潮等による多数の死傷者の発生

(港湾海岸施設の排水機場更新)【土木課】

- 津波・高潮による浸水被害を防ぐため、港湾海岸施設の排水機場施設の更新を行う。

(港湾海岸既設水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の整備)【土木課】

- 津波・高潮による浸水被害を防ぐため、既設水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の整備を行う。

(道路網の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の計画的な整備に取り組む。

(橋梁補修)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋梁の計画的な補修を実施する。

(橋梁の耐震化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、計画的に橋梁の耐震化を実施する。

(歩道等の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、カラー舗装や防護柵設置等による歩道等(自転車通行空間含む)の整備を行う。

(道路の無電柱化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の無電柱化を推進する。

(道路の越波・冠水対策)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路嵩上げ等の越波対策、冠水対策を推進する。

(舗装の強化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、舗装構成の計画的な改善を図る。

(教職員による機能訓練及び学校の実践的な避難訓練の推進)【教育委員会】

- 各学校において防災管理体制の整備や実践的な避難訓練に取り組む。

(指定緊急避難所及び指定避難所の確保及び周知)【危機管理防災課】

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定(見直し含む)に向けた取組を推進するとともに、市民に対し避難場所を周知する。

(避難行動要支援者対策の推進)【福祉課】

- 避難に時間を要する「避難行動要支援者」の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿及び個別計画について効果的に運用し、計画的な作成・更新を推進する。

(福祉避難所の指定)【福祉課】

- 福祉避難所の指定(見直し含む)に向けた取組を推進する。

(住民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けたＪアラート・Ｌアラートの活用促進)【危機管理防災課】

- 国から直接情報を受信するＪアラート(全国瞬時警報システム)、国・県と連携したＬアラート(災害情報共有システム)の活用を促進する。また、市民へ迅速に防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、Ｊアラートを活用した全国一斉情報伝達訓練及び緊急地震速報訓練や、Ｌアラート配信訓練を行う。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

(河道改修等)【土木課】

- 風水害による浸水被害の防止に向けた河川整備を進める。

(河道掘削)【土木課】

- 洪水発生時等の水位上昇に備え、流下能力を確保するための河道掘削を進める。

(海岸施設の高潮対策)【土木課】

- 台風等による浸水被害の防止に向けた海岸施設の高潮対策に取り組む。

(河川施設(水門、排水機場、護岸等)の老朽化対策)【土木課、上下水道局】

- 治水機能の強化・回復を図るため、河川施設(水門、排水機場、護岸等)の老朽化対策や洗掘対策に取り組む。

(海岸施設の老朽化対策)【土木課】

- 海岸の防護機能の強化・回復を図るため、海岸施設の老朽化対策を行う。

(港湾海岸施設の排水機場更新)【土木課】

- 津波・高潮による浸水被害を防ぐため、港湾海岸施設の排水機場施設の更新を行う。

(道路網の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の計画的な整備に取り組む。

(橋梁補修)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋梁の計画的な補修を実施する。

(橋梁の耐震化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、計画的に橋梁の耐震化を実施する。

(歩道等の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、カラー舗装や防護柵設置等による歩道等(自転車通行空間含む)の整備を行う。

(道路の無電柱化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の無電柱化を推進する。

(道路の越波・冠水対策)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路嵩上げ等の越波対策、冠水対策を推進する。

(舗装の強化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、舗装構成の計画的な改善を図る。

(高齢者施設等の水害対策強化)【いきいき健康課】

- 大雨等により、発生し得る災害に備えて、高齢者施設等の利用者が、円滑で安全な避難ができるように施設整備を行うことで、有効な避難手段の確保と避難自体に要する時間の短縮を図る。

(避難行動要支援者対策の推進)【福祉課】

- 避難に時間を要する「避難行動要支援者」の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿及び個別計画について効果的に運用し、計画的な作成・更新を推進する。

(福祉避難所の指定)【福祉課】

- 福祉避難所の指定(見直し含む)に向けた取組を推進する。

(消防団の充実)【危機管理防災課】

- 地域の防災力強化を図るため、その中核となる消防団員について、国の事業等も活用し、団員の確保に取り組むとともに、スキルアップのための訓練や救助資機材及び消防団車両等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。

(住民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けたJアラート・Lアラートの活用促進)【危機管理防災課】

- 国から直接情報を受信するJアラート(全国瞬時警報システム)、国・県と連携したLアラート(災害情報共有システム)の活用を促進する。また、市民へ迅速に防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、Jアラートを活用した全国一斉情報伝達訓練及び緊急地震速報訓練や、Lアラート配信訓練を行う。

1-5 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

(治山事業等の推進)【農林水産課】

- 山地災害による人的被害等を防ぐため、治山事業、保安林整備事業を実施する。

(砂防施設の計画的な整備)【土木課】

- 土砂災害から人命・財産を守り、市域の保全と民生の安定に資するため、砂防施設の計画的な整備を行う。

(土砂災害特別警戒区域からの住宅移転促進)【危機管理防災課】

- 土砂災害特別警戒区域内に立地している住宅について、県の補助制度等を活用しながら移転の促進を図る。

(土砂災害警戒情報の提供のための情報基盤整備)【危機管理防災課】

- 住民に土砂災害警戒区域等を周知するとともに、土砂災害警戒情報の運用に必要な雨量局について、無線規格に対応した機器への更新等を行う。

(避難行動要支援者対策の推進)【福祉課】

- 避難に時間を要する「避難行動要支援者」の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿及び個別計画について効果的に運用し、計画的な作成・更新を推進する。

(福祉避難所の指定)【福祉課】

- 福祉避難所の指定(見直し含む)に向けた取組を推進する。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(避難行動要支援者対策の推進)【福祉課】

- 避難に時間を要する「避難行動要支援者」の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿及び個別計画について効果的に運用し、計画的な作成・更新を推進する。

(災害時における通信体制の強化)【危機管理防災課】

- 防災拠点施設等に対する優先的な燃料供給について関係団体と協定を締結するとともに、設置機器の固定や鉄塔の補強など通信設備の再整備に取り組む。

(住民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けたJアラート・Lアラートの活用促進)【危機管理防災課】

- 国から直接情報を受信するJアラート(全国瞬時警報システム)、国・県と連携したLアラート(災害情報共有システム)の活用を促進する。また、市民へ迅速に防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、Jアラートを活用した全国一斉情報伝達訓練及び緊急地震速報訓練や、Lアラート配信訓練を行う。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給停止

(他自治体との協定等に基づく物資の確保及び供給体制の整備)

【危機管理防災課・福祉課】

- 「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等により、支援物資の確保を図るとともに、九州各県の防災拠点の災害時相互利用に向け各県との協議を進める。

(水道施設の耐震化等の促進)【上下水道局】

- 水俣市水道事業中長期計画に基づき、基幹的な管路の耐震化を実施する。

(幹線道路の整備)【土木課】

- 災害発生時に広域的な輸送を確保するため、幹線道路の整備に取り組む。

(道路網の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の計画的な整備に取り組む。

(橋梁補修)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋梁の計画的な補修を実施する。

(橋梁の耐震化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、計画的に橋梁の耐震化を実施する。

(歩道等の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、カラー舗装や防護柵設置等による歩道等(自転車通行空間含む)の整備を行う。

(道路の無電柱化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の無電柱化を推進する。

(舗装の強化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、舗装構成の計画的な改善を図る。

(港湾施設の機能向上及び老朽化対策)【土木課】

- 物流・人流機能の強化による、地域経済活動の活性化及び防災機能向上による安全で安心な施設利用を図るため、港湾施設の機能向上や老朽化対策に取り組む。

(備蓄用品の整備)【危機管理防災課】

- 常時備蓄用品を整備しておくとともに、避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

(小型・自家消費型の再生可能エネルギー施設等の普及拡大)【環境課】

- 家庭用太陽光発電と蓄電池を組み合わせた整備等を支援する。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(指定緊急避難所及び指定避難所の確保及び周知)【危機管理防災課】

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定(見直し含む)に向けた取組を推進するとともに、市民に対し避難場所を周知する。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(林道の整備促進)【農林水産課】

- 孤立集落発生防止にもつながるよう、計画的に林道を整備する。

(道路網の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の計画的な整備に取り組む。

(橋梁補修)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋梁の計画的な補修を実施する。

(橋梁の耐震化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、計画的に橋梁の耐震化を実施する。

(歩道等の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、カラー舗装や防護柵設置等による歩道等(自転車通行空間含む)の整備を行う。

(道路の無電柱化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の無電柱化を推進する。

(舗装の強化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、舗装構成の計画的な改善を図る。

(農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動にかかる支援)

【地域振興課、農林水産課】

- 地域での話し合いにより、地域資源の保全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を策定する。

(砂防施設の計画的な整備)【土木課】

- 土砂災害から人命・財産を守り、市域の保全と民生の安定に資するため、砂防施設の計画的な整備を行う。

(土砂災害警戒情報の提供のための情報基盤整備)【危機管理防災課】

- 住民に土砂災害警戒区域等を周知するとともに、土砂災害警戒情報の運用に必要な雨量局について、無線規格に対応した機器への更新等を行う。

(地域の住民相互による支え合い活動の推進)【地域振興課、危機管理防災課】

- 災害時における地域の共助体制を強化するため、研修会の開催等により地域福祉に対する住民理解を深めるとともに、関係団体の取組を支援する。

2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(消防防災施設の耐震化)【危機管理防災課】

- 耐震性貯水槽等の整備や消防施設等の耐震化を促進する。

(消防資機材の整備)【危機管理防災課】

- 被災時の救助活動等に迅速に対応するため、消防本部や消防団におけるポンプ車の配備やチェーンソー等の救助資機材等の整備を推進及び促進する。

(消防団の充実)【危機管理防災課】

- 地域の防災力強化を図るため、その中核となる消防団員について、国の事業等も活用し、団員の確保に取り組むとともに、スキルアップのための訓練や救助資機材及び消防団車両等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。

(熊本 DMAT 整備のため、専門的研修や訓練への参加促進)

【総合医療センター、いきいき健康課】

- 急性期における救命救急活動を行う DMAT を整備するため、厚生労働省 DMAT 事務局が実施する研修や訓練への参加促進を図る。

(幹線道路の整備)【土木課】

- 災害発生時に広域的な輸送を確保するため、幹線道路の整備に取り組む。

(道路網の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の計画的な整備に取り組む。

(橋梁補修)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋梁の計画的な補修を実施する。

(橋梁の耐震化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、計画的に橋梁の耐震化を実施する。

(歩道等の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、カラー舗装や防護柵設置等による歩道等(自転車通行空間含む)の整備を行う。

(道路の無電柱化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の無電柱化を推進する。

(舗装の強化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、舗装構成の計画的な改善を図る。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療施設における耐震化の促進)【いきいき健康課】

- 未耐震、耐震不明の病院に対して、国の医療提供体制施設整備交付金等の補助制度を活用した耐震化の取組を促進する。

(医療機関における非常用電源や受水槽等の施設整備)

【総合医療センター、いきいき健康課】

- 災害拠点病院をはじめとする医療機関が、ライフライン途絶時においても医療提供ができるよう、国の補助制度等を活用し、非常用電源や受水槽等の整備を促進する。

(熊本 DMAT 整備のため、専門的研修や訓練への参加促進)

【総合医療センター、いきいき健康課】

- 急性期における救命救急活動を行うDMATを整備するため、厚生労働省DMAT事務局等が実施する研修や訓練への参加促進を図る。

(熊本DPATチーム派遣のための体制整備)【いきいき健康課】

- 大規模災害等が発生した際に、被災地域等に熊本DPATチームを速やかに派遣し、被災者や支援者に対して精神保健医療活動の支援を行えるよう、国等が実施する研修や訓練への参加、派遣を想定した研修を実施するなどにより体制の強化を図る。

(ヘリコプター離着陸場所の確保等)【危機管理防災課、総合医療センター】

- 大規模災害時において、ドクターヘリ等が機動的かつ継続的に活動できるよう、消防機関等と連携して場外離着陸場の確保等を図る。

(幹線道路の整備)【土木課】

- 災害発生時に広域的な輸送を確保するため、幹線道路の整備に取り組む。

(道路網の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の計画的な整備に取り組む。

(橋梁補修)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋梁の計画的な補修を実施する。

(橋梁の耐震化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、計画的に橋梁の耐震化を実施する。

(歩道等の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、カラー舗装や防護柵設置等による歩道等(自転車通行空間含む)の整備を行う。

(道路の無電柱化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の無電柱化を推進する。

(舗装の強化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、舗装構成の計画的な改善を図る。

(港湾施設の機能向上及び老朽化対策)【土木課】

- 物流・人流機能の強化による、地域経済活動の活性化及び防災機能向上による安全で安心な施設利用を図るため、港湾施設の機能向上や老朽化対策に取り組む。

2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(避難所等の保健衛生・健康対策)【危機管理防災課、いきいき健康課】

- 感染症予防のためのマスク・消毒薬等の衛生資材の備蓄を行うとともに、感染症予防の啓発を行う。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所等の保健衛生・健康対策)【危機管理防災課、いきいき健康課】

- 感染症予防のためのマスク・消毒薬等の衛生資材の備蓄を行うとともに、感染症予防の啓発を行う。

(高齢者の生活不活発病予防のための災害時のリハビリテーション体制の整備)

【いきいき健康課】

- 地域リハビリテーション広域支援センター及び地域密着リハビリテーションセンターの業務に災害時の高齢者等の生活不活発病予防等を行う災害リハビリテーション活動への協力を位置付ける。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(交通安全施設等の耐災性の強化)【土木課】

- 緊急交通路として確保すべき道路を中心に、交通安全施設等の耐災性の強化を図る。

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(市の防災拠点等の耐震化)【財政課及び施設所管課】

- 災害発生時に災害対策本部が設置される市庁舎や住民が集結する指定避難所について、耐震化(非構造部材を含む)を推進する。

(防災拠点と位置付けられた公共施設の耐震化)【財政課及び施設所管課】

- 防災拠点と位置付けられた市有施設について、国の交付金等を活用し、耐震化を推進する。

(市庁舎における非常用電源設備の整備)【財政課】

- 本庁舎において停電時でも外部からの補給なしで72時間以上の連続運転が可能となるよう、非常用電源設備、燃料タンクを整備した。今後は、災害時に確実に設備の

機能を確保できるよう、定期的に設備、機器を整備・点検するとともに、その操作習熟のための操作訓練を実施する。また、市庁舎などの重要施設に対する優先的な燃料供給について関係団体と協定を締結する。

(業務継続計画の策定)【危機管理防災課】

- 災害対応拠点の機能を確保するため、業務継続計画の策定及び継続的な見直し等を進める。

3-3 広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

(市の防災拠点等の耐震化)【財政課及び施設所管課】

- 災害発生時に災害対策本部が設置される市庁舎や住民が集結する指定避難所について、耐震化(非構造部材を含む)を推進する。

(防災拠点と位置付けられた公共施設の耐震化)【財政課及び施設所管課】

- 防災拠点と位置付けられた市有施設について、国の交付金等を活用し、耐震化を推進する。

(市庁舎における非常用電源設備の整備)【財政課】

- 本庁舎において停電時でも外部からの補給なしで72時間以上の連続運転が可能となるよう、非常用電源設備、燃料タンクを整備した。今後は、災害時に確実に設備の機能を確保できるよう、定期的に設備、機器を整備・点検するとともに、その操作習熟のための操作訓練を実施する。また、市庁舎などの重要施設に対する優先的な燃料供給について関係団体と協定を締結する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(幹線道路の整備)【土木課】

- 災害発生時に広域的な輸送を確保するため、幹線道路の整備に取り組む。

(道路網の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の計画的な整備に取り組む。

(橋梁補修)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋梁の計画的な補修を実施する。

(橋梁の耐震化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、計画的に橋梁の耐震化を実施する。

(歩道等の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、カラー舗装や防護柵設置等による歩道等(自転車通行空間含む)の整備を行う。

(道路の無電柱化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の無電柱化を推進する。

(舗装の強化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、舗装構成の計画的な改善を図る。

(市庁舎における非常用電源設備の整備)【財政課】

- 本庁舎において停電時でも外部からの補給なしで72時間以上の連続運転が可能となるよう、非常用電源設備、燃料タンクを整備した。今後は、災害時に確実に設備の機能を確保できるよう、定期的に設備、機器を整備・点検するとともに、その操作習熟のための操作訓練を実施する。また、市庁舎などの重要施設に対する優先的な燃料供給について関係団体と協定を締結する。

(災害時における通信体制の強化)【危機管理防災課】

- 防災拠点施設等に対する優先的な燃料供給について関係団体と協定を締結するとともに、設置機器の固定や鉄塔の補強など通信設備の再整備に取り組む。

(通信機器の定期点検及び操作訓練の実施)【危機管理防災課】

- 災害時に確実に通信機能を確保できるよう、定期的に衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の通信機器を整備・点検するとともに、その操作習熟のための通信訓練を実施する。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

(住民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けたJアラート・Lアラートの活用促進)【危機管理防災課】

- 国からが直接情報を受信するJアラート(全国瞬時警報システム)、国・県と連携したLアラート(災害情報共有システム)の活用を促進する。また、市民へ迅速に防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、Jアラートを活用した全国一斉情報伝達訓練及び緊急地震速報訓練や、Lアラート配信訓練を行う。

(災害時における通信体制の強化)【危機管理防災課】

- 防災拠点施設等に対する優先的な燃料供給について関係団体と協定を締結するとともに、設置機器の固定や鉄塔の補強など通信設備の再整備に取り組む。

(通信機器の定期点検及び操作訓練の実施)【危機管理防災課】

- 災害時に確実に通信機能を確保できるよう、定期的に衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の通信機器を整備・点検するとともに、その操作習熟のための通信訓練を実施する。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(「マイタイムライン」の普及促進及び「マイタイムライン」を活用した住民参加型訓練の実施)【危機管理防災課】

- 「マイタイムライン」の普及促進及び「マイタイムライン」を活用した住民参加型訓練を実施し、災害時における市民の対応力向上を図る。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(幹線道路の整備)【土木課】

- 災害発生時に広域的な輸送を確保するため、幹線道路の整備に取り組む。

(道路網の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の計画的な整備に取り組む。

(橋梁補修)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋梁の計画的な補修を実施する。

(橋梁の耐震化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、計画的に橋梁の耐震化を実施する。

(歩道等の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、カラー舗装や防護柵設置等による歩道等(自転車通行空間含む)の整備を行う。

(道路の無電柱化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の無電柱化を推進する。

(舗装の強化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、舗装構成の計画的な改善を図る。

(港湾施設の機能向上及び老朽化対策)【土木課】

- 物流・人流機能の強化による、地域経済活動の活性化及び防災機能向上による安全で安心な施設利用を図るため、港湾施設の機能向上や老朽化対策に取り組む。

(事業者による業務継続計画の策定促進)【経済観光課】

- 災害等による被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から災害時において重要業務を継続するための事業継続計画の策定を促進する。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(幹線道路の整備)【土木課】

- 災害発生時に広域的な輸送を確保するため、幹線道路の整備に取り組む。

(道路網の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の計画的な整備に取り組む。

(橋梁補修)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋梁の計画的な補修を実施する。

(橋梁の耐震化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、計画的に橋梁の耐震化を実施する。

(歩道等の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、カラー舗装や防護柵設置等による歩道等(自転車通行空間含む)の整備を行う。

(道路の無電柱化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の無電柱化を推進する。

(舗装の強化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、舗装構成の計画的な改善を図る。

(港湾施設の機能向上及び老朽化対策)【土木課】

- 物流・人流機能の強化による、地域経済活動の活性化及び防災機能向上による安全で安心な施設利用を図るため、港湾施設の機能向上や老朽化対策に取り組む。

(事業者による業務継続計画の策定促進)【経済観光課】

- 災害等による被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から災害時において重要業務を継続するための事業継続計画の策定を促進する。

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(消防資機材の整備)【危機管理防災課】

- 被災時の救助活動等に迅速に対応するため、消防本部や消防団におけるポンプ車の配備やチェーンソー等の救助資機材等の整備を推進及び促進する。

5-4 海上輸送の機能の停止による地域経済への甚大な影響

(港湾施設の機能向上及び老朽化対策)【土木課】

- 物流・人流機能の強化による、地域経済活動の活性化及び防災機能向上による安全で安心な施設利用を図るため、港湾施設の機能向上や老朽化対策に取り組む。

5-5 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(耐候性強化型ハウスの導入推進)【農林水産課】

- 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。

(農業共済及び漁業共済加入の促進)【農林水産課】

- 農業・漁業経営の安定を図るため、新たに開始された収入保険制度も含め、熊本県農業共済組合への加入の推進・周知活動の支援並びに周知活動を実施する。また、熊本県漁業共済組合が行う加入促進事業を支援する。

(既存ハウスの補強や保守管理等の対策推進)【農林水産課】

- 災害時の被害軽減を図るため、十分な耐候性がなく対策が必要な既存ハウスについて、補強や保守管理等の対策を推進する。

(漁港施設の整備及び機能保全の推進)【農林水産課】

- 緊急時における漁港施設の機能を維持するため、防波堤や岸壁、物揚場、泊地等の漁港施設について、計画的な整備及び老朽化した施設の補修・機能強化を推進する。市管理漁港の施設整備・補修、機能保全計画の見直しを行う。

5-6 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

(幹線道路の整備)【土木課】

- 災害発生時に広域的な輸送を確保するため、幹線道路の整備に取り組む。

(道路網の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等を行うため、道路の計画的な整備に取り組む。

(橋梁補修)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋梁の計画的な補修を実施する。

(橋梁の耐震化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、計画的に橋梁の耐震化を実施する。

(歩道等の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、カラー舗装や防護柵設置等による歩道等(自転車通行空間含む)の整備を行う。

(道路の無電柱化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の無電柱化を推進する。

(舗装の強化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、舗装構成の計画的な改善を図る。

(港湾施設の機能向上及び老朽化対策)【土木課】

- 物流・人流機能の強化による、地域経済活動の活性化及び防災機能向上による安全で安心な施設利用を図るため、港湾施設の機能向上や老朽化対策に取り組む。

5-7 食料等の安定供給の停滞

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備)【総務課】

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

(他自治体への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備)【総務課】

- 大規模災害時に県及び市町村の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、協定等により供給体制の多重化、強化を図る。

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備)【総務課】

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

(家庭や事業所における備蓄の促進)【危機管理防災課】

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、県民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を促進する。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備)【土木課・地域振興課】

- 九州の縦軸・横軸の多重性(リダンダンシー)確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク(高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間)解消を図るため、南九州西回り自動車道等の幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 市内における災害時の物資輸送ルートを確認するため、市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、警戒体制の構築を推進する。

6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(小型・自家消費型の再生可能エネルギー施設等の普及拡大)【環境課】

- 家庭用太陽光発電と蓄電池を組み合わせた整備等を支援する。

(港湾施設の機能向上及び老朽化対策)【土木課】

- 物流・人流機能の強化による、地域経済活動の活性化及び防災機能向上による安全で安心な施設利用を図るため、港湾施設の機能向上や老朽化対策に取り組む。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等の促進)【上下水道局】

- 水俣市水道事業中長期計画に基づき、基幹的な管路の耐震化を実施する。

(応急給水、水道の応急復旧体制の整備)【上下水道局】

- 断水時における応急給水活動に必要な体制を確認するとともに、被災した上下水道施設を迅速に復旧させるために必要な市内事業者等との連携を強化し、復旧に必要な資器材の確保を行う。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(公共下水道処理施設の耐震化・耐水化及び設備増強)【上下水道局】

- 災害時における施設の機能維持のため、公共下水道処理施設の耐震化・耐水化及び非常用発電設備の増強に取り組む。

(合併処理浄化槽の整備の推進)【上下水道局】

- 汚水処理機能の長期停止を防止するため、浄化槽を設置する者に補助を行う。

6-4 地域交通ネットワークの機能停止

(林道の整備促進)【農林水産課】

- 孤立集落発生防止にもつながるよう、計画的に林道を整備する。

(道路網の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の計画的な整備に取り組む。

(橋梁補修)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋梁の計画的な補修を実施する。

(橋梁の耐震化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、計画的に橋梁の耐震化を実施する。

(歩道等の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、カラー舗装や防護柵設置等による歩道等(自転車通行空間含む)の整備を行う。

(道路の無電柱化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の無電柱化を推進する。

(舗装の強化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、舗装構成の計画的な改善を図る。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(公園施設の改修)【都市計画課】

- 災害に強く安全なまちづくりを推進するため、避難に資する公園施設の長寿命化対策による施設改修を図る。

(消防資機材の整備)【危機管理防災課】

- 被災時の救助活動等に迅速に対応するため、消防本部や消防団におけるポンプ車の配備やチェーンソー等の救助資機材等の整備を推進及び促進する。

(消防団の充実)【危機管理防災課】

- 地域の防災力強化を図るため、その中核となる消防団員について、国の事業等も活用し、団員の確保に取り組むとともに、スキルアップのための訓練や救助資機材及び消防団車両等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。

(老朽空家の除却)【地域振興課】

- 地震発生時の人的事故防止や避難経路確保のため危険な老朽家屋の撤去に関する補助を実施する。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(消防資機材の整備)【危機管理防災課】

- 被災時の救助活動等に迅速に対応するため、消防本部や消防団におけるポンプ車の配備やチェーンソー等の救助資機材等の整備を推進及び促進する。

7-3 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(道路の無電柱化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の無電柱化を推進する。

(緊急輸送道路沿いに面する建築物の耐震化の推進)【都市計画課】

- 大地震による建物の倒壊から緊急輸送道路の通行を確保するため、沿道建築物の耐震化に関する補助制度を整備する。

(交通安全施設等の耐災性の強化)【土木課】

- 緊急交通路として確保すべき道路を中心に、交通安全施設等の耐災性の強化を図る。

(老朽空家の除却)【地域振興課】

- 地震発生時の人的事故防止や避難経路確保のため危険な老朽家屋の撤去に関する補助を実施する。

7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(防災重点ため池の適正な維持管理対策の推進)【農林水産課】

- ため池の適正な維持管理による二次災害の防止のため、防災重点ため池における市内 15 箇所のハザードマップ等を公表する。

(砂防施設の修繕・改築)【土木課】

- 砂防施設等の損壊による二次災害を防止するため、既設の砂防設備・地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設について、緊急改築を行う。

(管理型砂防施設の土砂撤去)【土木課】

- 土石流発生に備えるため、管理型砂防施設に堆積した流木や土砂等の撤去を行い、砂防施設の機能を回復させる。

(道路災害防除対策)【土木課】

- 災害発生時の道路防災施設の損壊により円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、落石対策等の災害防除対策に取り組む。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備による生産活動の維持)【農林水産課】

- 用排水路改修や、区画整理などの農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持することで、農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大防止も図られる。

(野生鳥獣による農作物への被害対策)【農林水産課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、有害鳥獣の農地への侵入を防ぐ防護柵導入等を推進する。

(森林の多面的機能を確保するための適切な森林整備)【農林水産課】

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。

(砂防施設の計画的な整備)【土木課】

- 土砂災害から人命・財産を守り、市域の保全と民生の安定に資するため、砂防施設の計画的な整備を行う。

(土砂災害警戒情報の提供のための情報基盤整備)【危機管理防災課】

- 住民に土砂災害警戒区域等を周知するとともに、土砂災害警戒情報の運用に必要な雨量局について、無線規格に対応した機器への更新等を行う。

(多面的機能を活用した中山間地域の魅力発信)【農林水産課】

- 農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防止するため、中山間地域の多面的機能の維持・活性化を図るとともに、魅力発信を通じた交流人口の拡大を図る。

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域の住民相互による支え合い活動の推進)【地域振興課、危機管理防災課】

- 災害時における地域の共助体制を強化するため、研修会の開催等により地域福祉に対する住民理解を深めるとともに、関係団体の取組みを支援する。

(農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動にかかる支援)

【地域振興課、農林水産課】

- 地域での話し合いにより、地域資源の保全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を策定する。

(消防団の充実)【危機管理防災課】

- 地域の防災力強化を図るため、その中核となる消防団員について、国の事業等も活用し、団員の確保に取り組むとともに、スキルアップのための訓練や救助資機材及び消防団車両等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。

(消防資機材の整備)【危機管理防災課】

- 被災時の救助活動等に迅速に対応するため、消防本部や消防団におけるポンプ車の配備やチェーンソー等の救助資機材等の整備を推進及び促進する。

8-2 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(幹線道路の整備)【土木課】

- 災害発生時に広域的な輸送を確保するため、幹線道路の整備に取り組む。

(道路網の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないようを行うため、道路の計画的な整備に取り組む。

(橋梁補修)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋梁の計画的な補修を実施する。

(橋梁の耐震化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、計画的に橋梁の耐震化を実施する。

(橋梁の統廃合)【土木課】

- 基幹インフラの維持補修等に注力するため、必要性が乏しくなった橋梁の統廃合を進める。このため、集約や撤去予定の橋梁について、地元住民や利用者の理解を得るために説明等の手続きを進める。

(歩道等の整備)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、カラー舗装や防護柵設置等による歩道等(自転車通行空間含む)の整備を行う。

(道路の無電柱化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、道路の無電柱化を推進する。

(舗装の強化)【土木課】

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、舗装構成の計画的な改善を図る。

(港湾施設の機能向上及び老朽化対策)【土木課】

- 物流・人流機能の強化による、地域経済活動の活性化及び防災機能向上による安全で安心な施設利用を図るため、港湾施設の機能向上や老朽化対策に取り組む。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(河道改修等)【土木課】

- 風水害による浸水被害の防止に向けた河川整備を進める。

(河道掘削)【土木課】

- 洪水発生時等の水位上昇に備え、流下能力を確保するための河道掘削を進める。

(海岸施設の高潮対策)【土木課】

- 台風等による浸水被害の防止に向けた海岸施設の高潮対策に取り組む。

(河川施設(水門、排水機場、護岸等)の老朽化対策)【土木課、上下水道局】

- 治水機能の強化・回復を図るため、河川施設(水門、排水機場、護岸等)の老朽化対策や洗掘対策に取り組む。

(海岸施設の老朽化対策)【土木課】

- 海岸の防護機能の強化・回復を図るため、海岸施設の老朽化対策を行う。

(港湾海岸施設の排水機場更新)【土木課】

- 津波・高潮による浸水被害を防ぐため、港湾海岸施設の排水機場施設の更新を行う。

8-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(ストックヤードの確保)【環境課】

- 建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地を平時において事前に選定する。

8-5 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

(罹災証明書の迅速な発行)【税務課】

- 被害認定調査や罹災証明書交付事務について、平時から研修等を実施し、迅速な発行に努める。

(住宅再建への支援)【危機管理防災課、都市計画課、福祉課】

- 被災者が早期に再建できるように被災者生活再建支援制度に関する制度内容や情報及び各支援制度との関連性を職員間で共有し、関係課と連携を図り、支援情報が必要な市民への情報提供を様々な手段で周知するように努める。

(高齢者の生活不活発病予防のための災害時のリハビリテーション体制の整備)【いきいき健康課】

- 地域リハビリテーション広域支援センター及び地域密着リハビリテーションセンターの業務に災害時の高齢者等の生活不活発病予防等を行う災害リハビリテーション活動への協力を位置付ける。

第2節 指標

No.	指標名	現状 (2021)	目標 (2026)	リスクシナリオ
1	市営住宅長寿命化改修・建替えの進捗率	85.3%	100%	1-1
2	小中学校施設の非構造部材耐震化実施校数	8/11校	9/11校	1-1
3	污水处理人口普及率	78.97%	79.90%	6-3
4	主要な配水管等の耐震化率	22.6%	23.2%	2-1、6-2
5	浸水被害が多い地区の対策計画策定	—	2	1-3、1-4、8-3
6	橋梁健全度Ⅲ以上の橋梁数	35橋	21橋	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、4-1、5-1、5-2、5-6、6-4、8-2
7	道路改良率	21.1%	21.9%	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、4-1、5-1、5-2、5-6、6-4、8-2
8	農地の基盤整備済み面積	65ha	67ha	2-3、5-5、7-5
9	交通安全施設の充足度	49%	50%	3-1、7-3
10	老朽空家の除却件数（累計）	33件	80件	1-1、1-2、7-1

第6章 本計画の推進

第1節 本市における他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

第2節 本計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

第3節 本計画の具体的推進方法

災害に強いまちづくりを進めるため、以下の事業等により推進する。

省庁名	主要な実施内容	事業・補助金・交付金
農 林 水 産 省	農業水利施設等の耐震化・老朽化対策・長寿命化対策・突発事故対応、山地防災力の強化のための総合的な治山対策、農山漁村における湛水被害防止やハザードマップの作成等の防災・減災対策、漁港施設の地震・津波対策、海岸保全施設の整備、海岸防災林の整備・維持管理、農道・林道等の老朽化対策等の推進、農地・森林等の国土保全機能の維持・発揮のための共同活動等に対する支援、農山漁村における再生可能エネルギーの導入支援 地域間交流拠点施設等の耐震化、森林の国土保全機能の維持・発揮のための木材需要創出に対する支援、山地災害に対する地域の防災体制の強化他	・強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ・農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策） ・食料産業・6次産業化交付金 ・林業・木材産業成長産業化促進対策 ・木材産業・木造建築活性化対策 ・浜の活力再生・成長促進交付金

国土交通省	水防災意識社会の再構築に向けた水害対策の推進、集中豪雨や火山噴火等に対応した総合的な土砂災害対策の推進、海岸保全施設の整備、代替性確保ネットワーク（ミッシングリンク等）の整備、無電柱化の推進、避難機能を備えた物流施設等の整備支援、広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保、密集市街地対策の推進、住宅・建築物の耐震化の促進、延焼防止等に資する緑地の確保等、避難地等となる公園、緑地、広場等の整備、地域防災力の強化、異常気象と激甚化する災害に対応するための観測体制強化・予測精度向上、地震・津波・火山噴火時の防災行動・応急対策を支援するための防災情報の充実強化、宅地の耐震化の推進、防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進他	・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金 ・防災・減災、国土強靱化のための緊急対策 ・密集市街地総合防災事業 ・耐震対策緊急促進事業 ・災害公営住宅整備事業 ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業 ・公営住宅等整備事業 ・住宅市街地総合整備事業 ・市街地再開発事業 ・優良建築物等整備事業 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・狭あい道路整備等促進事業
環境省	鳥獣の管理による森林等の荒廃の拡大防止対策の推進、地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業、省CO ₂ 型リサイクル等高度化設備導入促進事業 自然生態系の機能を活かした社会の強靱性の向上、災害に強い浄化槽の整備、一般廃棄物処理施設の防災機能の向上等、災害廃棄物対策指針に基づく自治体による災害廃棄物処理計画の作成支援他	・自然再生活動推進費 ・指定管理鳥獣捕獲等事業費 ・循環型社会形成推進交付金（浄化槽分） ・循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分） ・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討
内閣府	地震対策・土砂災害対策・火山災害対策の推進、社会全体としての事業継続体制の構築推進、実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進、防災を担う人材の育成・訓練の充実、地方創生の深化のための基盤整備、建設・インフラ維持管理／防災	・地方創生整備推進交付金
総務省	地方公共団体等の災害対応能力の強化、火災予防対策等の推進、民放ラジオ難聴解消支援事業、地域防災等のためのG空間情報の利活用推進、防災情報の伝達体制の強化、地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化、公衆無線LAN環境整備支援事業、地域IoT実装・共同利用総合支援施策他	・地域IoT実装・共同利用総合支援施策

文 部 科 学 省	学校施設等の耐震化・防災機能強化・老朽化対策、 学校における防災教育の充実、国宝・重要文化財等 の防火・防災対策	・住宅・建築物、学校、医療施設、 社会福祉施設等の耐震化等の 促進 ・国宝重要文化財等保存・活用事 業 費補助金
厚 生 労 働 省	水道施設の耐震化等の推進、医療施設の耐震化、災 害派遣医療チーム（DMAT）の養成、社会福祉施設等 の耐震化等	・災害派遣医療チーム（DMAT）体 制整備事業 ・世代育成支援対策施設整備交 付金 ・保育所等整備交付金 ・社会福祉施設等施設整備費補 助金 ・地域介護・福祉空間整備等施設 整備交付金 ・社会福祉事業施設等貸付事業 利子補給金 ・生活困窮者就労準備支援事業 費等補助金